



「農商工等連携事業」の基本的要件

【1. 有機的連携】 中小企業者と農林漁業者が**有機的に連携して実施する事業**であること

- －「有機的に連携して実施する」とは、それぞれが、相手方は保有していないが自らは保有する経営資源を互いに持ち寄り、連携事業期間を通じて、両者いずれもが主体的に参画すること
- －「有機的連携」を担保するため、規約や契約書等において、連携事業の目標、経営資源の相互提供、費用負担・損失の分担・収益の配分、遵守義務を明確化することが必要

【2. 経営資源】 それぞれの**経営資源を有効に活用**すること

- －「経営資源を有効に活用」とは、両者の有する設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産等が、本事業を実施するために具体的に示されていることが必要

【3. 新商品の開発等】 **新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること**

- －「新商品若しくは新役務(サービス)」とは、事業実施主体にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品又は役務であること、当該新商品・新役務の需要の開拓について市場で成り立つ見込みがあることが必要

【4. 計画期間】 **原則5年以内**とする。

【5. 経営の向上・改善】 **中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること**

- －中小企業者及び農林漁業者いずれも**付加価値額が5年で5%**(計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%)**以上向上**すること(従業員1人当たり付加価値額でも可) ※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

かつ

- －中小企業者は、**新商品・新役務の売上げによって、総売上高が5年で5%**(計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%)**以上増加する見込み**であること
- －農林漁業者は、**農商工等連携事業に係る農産物等の売上高が5年で5%**(計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%)**以上増加**すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物等を導入する場合は**事業として成り立つ売上高となる**こと